配当公告

北海道岩見沢市一条西七丁目二番地
破産者　丸京株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所岩見沢支部平成二十六年（フ）第四〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金三九八、五八八、六三四円

一、配当をすることができる金額
金九九、六四七、一六五円

平成二十七年七月二十七日
札幌市中央区南一条西一〇丁目四番一六七
南一条法務税務センター九階桶谷法律事務所
破産管財人　桶谷　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくばみらい市上平柳六三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　染谷　信好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十七日
茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室井出法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市日吉町四一〇番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十七日
東京都杉並区高井戸西二丁目一八番一号パークホームズ高井戸グランファステール二一二、事務所東京都新宿区四谷一丁目五番一二号新四谷駅前ビル六階山本・吉田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国立市東四丁目一八番地の一、最後の住所横浜市青葉区あざみ野三丁目一四番地四
被相続人　亡　横山　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十七日
横浜市中区太田町四―五五横浜馬車道ビル七階
相続財産管理人　弁護士　畔柳　秀勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所愛知県西春日井郡西春町大字鍛冶ケ一色七六一番地
被相続人　亡　朝田源十郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十七日
名古屋市中区丸の内三丁目二一番三一号協和丸の内ビル五〇一堤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堤　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市大字塩浜四一七三番地、最後の住所三重県四日市市大字塩浜四一七六番地
被相続人　亡　伊東　すま

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十七日
事務所三重県四日市市三栄町二番一一号三栄ビル二階
相続財産管理人　弁護士　人見　公友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都郡苅田町大字南原九九三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　尾形　チヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十七日
福岡県田川市栄町一番五号
相続財産管理人司法書士　福田春子こと　大城　春子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県対馬市厳原町国分一三七六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　嘉瀬　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十七日
長崎県対馬市厳原町今屋敷七七八番地ＮＴＴ厳原ビル一階対馬ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　一愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市新照院町二九番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市新照院町一九番三号ダイアパレス一一〇一
被相続人　亡　平　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十七日
事務所鹿児島市上之園町一八番地三一　日笠山司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　日笠山繁樹

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地の整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年七月二十七日
一　墳墓等所在地　千葉県香取市小見川三七七番地
一　墳墓等の名称　善光寺境内墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一　改葬を行おうとする者　千葉県香取市小見川三七七番地　善光寺住職　弘海　高典

債権申出の公告

当社は、昭和三十七年十月八日付で存続期間の満了により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年二月十二日、千葉地方裁判所木更津支部（平成二十六年（ヒ）第五号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月二十七日
千葉県木更津市木更津一七六四番地
合資会社新木更津ホテル
清算人　弁護士　石川浩一郎
連絡先　千葉市中央区中央四丁目八番八号日進ビル四階　千葉マリン法律事務所

第48期決算公告　平成27年6月29日
北海道沙流郡日高町富川南4丁目5番5号
王木林材株式会社
代表取締役　長屋　孝則
貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	754,342
	固定資産	265,610
	合計	1,019,952
負債及び純資産の部	流動負債	605,426
	（賞与引当金）	（16,897）
	固定負債	49
	株主資本	414,477
	資本金	20,740
	資本剰余金	5,317
	利益剰余金	388,420
	利益準備金	6,450
	その他利益剰余金	381,970
	（うち当期純利益）	（66,066）
	合計	1,019,952

第13期決算公告　平成27年7月27日
札幌市中央区南1条西5丁目9番1号
株式会社ホテルオークラ札幌
代表取締役社長　宮崎　誠
貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	148
	固定資産	227
	資産合計	376
負債及び純資産の部	流動負債	309
	（賞与引当金）	（3）
	固定負債	554
	（退職給付引当金）	（24）
	株主資本	△488
	資本金	100
	利益剰余金	△588
	その他利益剰余金	△588
	（うち当期純損失）	（52）
	負債・純資産合計	376